

【農林漁業金融公庫等からの転貸事業について】

- (12) 現在、森林組合においては、組合の100%リスク負担により、農林漁業金融公庫をはじめとする市中金融機関からの融資の組合員への転貸を実施していると聞くが、当該事業を実施している森林組合数の過去10年間の推移、森林組合が実施している転貸残高の過去10年間の推移を教示願いたい。
- 併せて、森林組合単位で当該事業を行う必要性があると考えるか、教示願いたい。

(回答)

金融事業を実施している森林組合数と貸付残高の推移 (金額: 億円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
組合数	994	934	890	832	766	696	658	610	548	502
貸付金額	農林中金	185	150	121	98	82	60	44	13	4
	農林公庫	548	472	412	344	290	241	200	166	134
	その他	13	12	11	10	7	6	4	4	2
	自己資金	17	15	13	15	14	13	14	13	13
	計	763	649	557	467	393	320	262	196	157

注: 貸付金額には自己資金による貸し付けを含む。

(資料) 林野庁業務資料「森林組合統計」

農林漁業金融公庫等の資金を森林組合へ貸付を行う金融事業（資金貸付事業）の推移については、実施組合数、貸付金額ともに年々減少しているところである。

具体的には、資金貸付事業を実施する組合数の割合については、平成9年当時で全体の約8割であったが、平成18年度は約7割へ減少、1組合当たりの貸付残高については、約77百万から約26百万円と、この10年間で約1／3に減少するなど、全体として森林組合の資金貸付事業は縮小しているところである。

資金貸付事業は、組合員の森林の経営の活性化を図るために、組合員による森林の未利用資源や保健休養機能の活用、林産物の高付加価値等を通じた森林の経営の多角化を促進することが重要であり、森林組合においても、これを支援するため組合員の便宜という観点にたって行っているものであり、当該事業の実施により一定の成果があったものと考えている。

【農林漁業金融公庫等からの転貸事業について】

- (13) (12)において必要性があるならば、転貸事業を行う森林組合において、信用リスクを把握・コントロールする体制をどのように整備し、人材についてもどのような教育（銀行検定業務資格の取得など）がなされているか、教示願いたい

い。併せて、信用リスクを把握・コントロールする体制が整備されていないのであれば、森林組合が転貸事業を行うべきではないと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

安定的な組合経営を維持する観点から貸付の厳正な管理が必要であり、担保物件の厳密な査定等についてチェックできる体制整備が必要であると考えており、これまで、当方から森林組合法改正等の機会をみて、都道府県や森林組合系統に対して貸付の厳正な管理等について指導しているところである。

なお、金融情勢をめぐる状況変化に伴い、平成17年度から農林中央金庫、平成19年度から農林漁業金融資金の新規の転貸は、金融業務の専門性等にかんがみ原則として取り扱っていないと聞いているところである。

【会計処理の適正化、監査の見直しについて】

(14) 多くの森林組合においては、収益環境が厳しいことを理由に、組合経営の継続のために、総会又は総会代の議を経て、組合員から一律的に負担金を徴収しており、これを本業である指導事業の収益として計上している。しかしながら、指導事業の収益は、あくまで役務の提供による対価としての収益を計上すべきであり、指導事業を行っていない組合員から指導事業賦課金を徴収することはあってはならないはずである。組合員から一律的に徴収するような会費的な要素が強いものについては本来であれば分担金もしくは会費として、指導事業の収益ではなく、その他事業収益もしくは事業外収益として処理することが望ましいと考えられるが、見解を伺いたい。

(回答)

森林組合における賦課金の徴収は、組合経営の維持のために行っているのではなく、その賦課金は、組合員への指導事業の一環として、林業技術講習会等の各種講習会の開催、組合だよりの発行、林業技術や各種補助制度等の情報の提供等のために適切に使用されているものと認識している。また、これらの経費は現行どおり指導事業として経理処理されるべきものと考えている。

なお、各組合員に対する賦課金の賦課方法は平等割を基礎とし、これに一定の要素に基づく比例割を加味するのが一般的であるが、例えば不在村組合員などでかつ指導教育等から受ける受益が無い（少ない）者に対し、同等の賦課金の請求を行うことは公平な扱いとはいえない。このような場合には賦課金算定方法の中に必要な因子を盛り込んだ一定の基準を設けることができ、さらに、不在村組合員のような組合員の事情により、一定の基準に対する特例を総会の議決を経て設け、これにより減免することが適切であると考える。

【会計処理の適正化、監査の見直しについて】

(15) 森林組合の行なう間伐などの公的補助事業や旧緑資源機構造林事業、林業公社造林事業等において、森林組合が出役簿を操作して（人件費を操作して）、不正に経費の操作や利益の調整をしているとの指摘がある。

本件については、複数の指摘を受けたのみであり、実際の証拠となるものは得ていないものの、森林組合の事業コストを調査すれば、例えば、同じ面積を間伐するにしても、人員コストが大きく異なるものが多数あるものと推測できる。これらについて、過去に実施された、都道府県による森林組合に対する検査や全森組連による森林組合に対する監査などから、森林組合の事業コストに大きな差があるなどといった指摘がなされているか、教示願いたい。

併せて、森林組合において恣意的な経費操作や利益調整が行なわれているとすれば、不適正な会計処理がなされているに止まらず、不正な利益を得ていることにもなりかねないことから、至急調査すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

森林組合が、出役簿を操作して、不適切な会計処理をしていることについては承知していない。事業成果を正確に計上し適正な会計処理をすることが基本であり、仮に、このような事例があれば是正すべきものと考える。

なお、森林組合に対しては、森林組合法第111条第4項に基づき、監督・指導部局である都道府県において常例検査を実施し、検査結果について指摘事項等がある場合は、適切に指導・改善命令等を行っている。

【会計処理の適正化、監査の見直しについて】

(16) (14)、(15)のような会計処理は、多くの森林組合で行われていると聞く。また、当方において、公認会計士に複数の森林組合の決算書類を確認してもらつたところ、公共事業（公社・公団などが所有する森林）と受託造林事業（組合員が所有する森林）に分かれていないこと、林産事業が複数項目に分散されていることなどから、当該決算書類では、実態の把握は不可能であるとの指摘があった。更なる組合経営の透明化に向けて、適正な計上科目・区分により会計処理がなされるよう、組合の会計処理の適正化が急務であると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

林野庁としても森林組合経営の透明化は必要と考えており、会計処理の透明化に向け、公共事業（公社・公団などが所有する森林）と受託造林事業（組合員が所有する森林）区分が明瞭になるよう事業の事附属明細書を作成することとして、平成20年10月に「森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算書類様式の制定について（平成18年10月20日付け18林政経第142号長官通知）」の一部改正を行う予定である。

【会計処理の適正化、監査の見直しについて】

(17) 森林組合の監査については、全国森林組合連合会及び都道府県森林組合連合会が森林組合の監査をできることとなっているが、実際にどの程度監査が実施されたか、平成19年度の実績を教示願いたい。

併せて、外部監査が行われていない（監事監査のみ）の森林組合があるならば、早急に外部監査を実施すべきと考えるが、見解を伺いたい。

（回答）

各県森連が実施した森林組合に対する監査は、平成19年度においては228組合（直近の設立組合数743（19年度））が実施されており、過去2年間についてもほぼ同数の監査が実施されている。

森林組合の監査については、森林組合連合会が系統組織における指導団体としての立場において、組合の会計でなく、業務運営のあり方を含めて、指導と監査を一体的に実施しているところである。但し、諸事情により数年かけて系統の組合を監査する連合会もある。

また、森林組合は信用事業を実施しておらず、外部監査（監査法人等の公認会計士）による監査には多大な経費が必要であること等の実態を踏まえれば、森林組合に外部監査を実施することは困難である。

【会計処理の適正化、監査の見直しについて】

(18) 組合の経営状況や会計処理等を踏まえ、現状の業界団体による監査システムが機能していると考えるか、見解を伺いたい。

（回答）

森林組合連合会の森林組合監査士により、各県森連の会計処理・経営改善が適正に行われるよう監査を通じて、森林組合法に基づく監査が適切に実施されているところである。

また、官房組合検査課が実施する県森連の常例検査、都道府県が実施する森林組合常例検査と連携し監査による効果が現れるよう、監査が適切に実施されているところである。

監査士監査は、連合会が系統指導組織として、森林組合法第101条第1項第18号及び同法第102条により、対象組合の依頼ないし同意に基づき行うものであり、実質上、連合会の指導事業の前提としての重要な機能をもっている。

一方で、森林組合系統の事業活動の多様化等や不適切な事業実施等の例が発生していることなどから、透明性の高い会計処理や適正な事業運営を確保するために内部牽制機能の確立や法令遵守意識の徹底のための取組が必要とされ、それらを踏まえた監査機能の強化を図るため、平成19年9月3日付け長官通知「森林組合等の組織及び事業運営に関する今後の指導の方針について」の一部改正により適正な監査が実施されるよう通知が出され

たところである。さらに國の方針に呼応し、組合等の健全な発展を図るために行われるという面において、行政庁の検査の補完ないし協力としての意味を併せ持つものであるといえることから、むしろ今後はこうした通知に沿って監査機能の強化を図っていくことが重要と考えている。

【会計処理の適正化、監査の見直しについて】

- (19) 現在の監査と指導が一体となっている監査システムにおいても、監査人の役割を果たして、「事業の存続性に疑義がある」との監査結果（監査人意見）が付されている事例もあるかもしれない。しかしながら、これは、同一の主体が、監査の役割を果たすために「経営継続が困難である」と言う一方で、指導の役割を果たすために「経営改善が必要である」と言うこととなり、明らかに矛盾が生じる。やはり、監査人として経営状況を明らかにする役割と、指導者として経営状況を改善する役割は、同一主体では成立せず、役割分担が不可欠であると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

森林組合連合会の監査は、昨年も回答したとおり、森林組合法第101条第1項第18号に基づき、会員である森林組合の監査を対象に、連合会が系統組織における指導団体としての立場において、会員に対する指導教育事業の一環として、会員の組織運営及び会計が適正かつ合理的であるかどうかについて重点を置いて行われているものであり、系統組織全体の健全な発展のため、監査者及び非監査者が、共に現状の改善及び向上に努めるという基本的な方針のもとで遂行されているものである。一方、森林組合に対して行政庁による常例検査（森林組合法第111条第4項）が実施されており、連合会監査はその補完、協力との意味も併せ持つものもある。このようなことから、連合会による監査は今後も引き続き、公平性、中立性を確保していくことが重要と考えている。

【会計処理の適正化、監査の見直しについて】

- (20) 監査は、被監査人と利害関係を持たない第三者が公正普遍の態度を持って行うべきものである。(19)のとおり、同一主体では、適正な監査と適正な指導は困難であり、役割分担を図った上で適正な監査を実施するためにも、公認会計士監査を早急の導入すべきであると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

森林組合連合会が行う監査の考え方はⅡ13(19)のとおりである。

監査法人の公認会計士による監査には多大な経費が必要であり、農協、漁協との比較において経営規模が小さい組合が多数存在する中において、信用事業を行っていない森林組

合に対し、これを義務づけることは実態的に困難である。

(参考：H18年度実績)

1組合当たり事業取扱残高：農協 9,255 百万円、漁協 1,402 百万円、森組 335 百万円

1組合当たり出資金：農協 1,845 百万円、漁協 172 百万円、森組 68 百万円

【組合長の兼業・兼職制限について】

(21) 森林組合の組合長は、常時、業務に専念して従事していると考えているか、見解を伺いたい。

併せて、大半の森林組合においては、参事クラスが実質的なトップとなっており、組合長は形式的な存在となっているとの指摘があるが、見解を伺いたい。

(回答)

森林組合法においては、森林組合の役員として理事（代表理事、常勤理事）等について規定されているものの、組合長については規定されておらず、各森林組合が独自に定めているものである。これは、一般的な会社における社長、会長等の名称と同様である。

森林組合法上、代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有しており（森林組合法第48条第2項）、その職務を適切に遂行することが、森林組合事業を適正に運営する上で必要とされているものと考える。

森林組合における理事の職務遂行については、①森林組合法において、理事に対する善管注意義務、法令遵守義務、忠実義務が規定されており（法第47条第1項）、理事がこれを怠り（任務懈怠）森林組合に損害を負わせたような場合には、理事に対する森林組合への損害賠償責任が課されていること（民法第415条）、②役員は総会において選出（代表理事は理事会において選出）されることとされており、代表理事が当然に負うべき責任を負えないような状況にある場合には、当然にその理事は組合員の意思による解任を余儀なくされること（法第44条第8項）、④仮に理事が適切な業務を行っていないと認められる場合に、行政検査等により問題点がチェックされ、その是正が図られる仕組みとなっていることから、特段の問題があるとは認識していない。

また、参事については、理事会において選任・解任がなされるものである（法第55条第2項）ことから、理事及び理事会の管理の下で業務を行う体制が確保されており、ご指摘のような事態は生じないものと考えられる。

【組合長の兼業・兼職制限について】

(22) 経営のトップである組合長が業務に専念しない森林組合において、経営改革が可能と考えるか、見解を伺いたい。

(回答)

組合の執行機関たる理事は、組合の業務を統括することが職務であり、仮に森林組合の経営上で何らかの問題等がある場合には、代表理事を含む役員はその改善に向けてしっかりと取り組んでいく必要があると考える。

そのため、森林組合指導方針において、事業運営や経営動向の日常的な把握を通じて適切な経営判断を可能にし、意志決定の迅速化にも資することから、全ての森林組合への常勤理事の配置に努めるよう指導しているところである。

また、森林組合系統において、系統改革を進めるため自らが作成した「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」の一つの柱である「経営革新プロジェクト」において、経営体制の刷新を掲げ、常勤役職員の設置や役員定年制の導入等を推進しているところである。

【組合長の兼業・兼職制限について】

- (23) 経営改革を促進するためにも、組合員か否かを問わず、業務に専念できる人材をトップに起用すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

組合長の資格について森林組合法上の規定はないが、組合の大規模化、広域化が進展する中で、積極的な事業展開を図っていくために、組合長には一層の経営能力が求められることから、各組合の中で十分議論して判断することが必要である。

なお、組合長を補佐する理事については、森林組合系統において、系統改革を進めるため自らが作成した「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」の一つの柱である「経営革新プロジェクト」において、経営体制の刷新を掲げ、業務に精通した学識経験者・員外理事の登用等による経営改革の促進について自主的な取組も進めているところである。

【組合長の兼業・兼職制限について】

- (24) 森林組合の組合長は、現在、組合員である林業者から選任されているが、自らの林業経営を行いつつ、森林組合経営のトップとして組合長の役割を担うのは困難であると考えられる。また、組合長職に専念できない組合員を組合長に選任せざるを得ない森林組合は、組合員にとっても不幸である。したがって、森林組合の組合長については、その責任を明確化し、組合経営に専念するものとすべく、兼業及び兼職を制限すべきであると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

森林組合の役員については、森林組合法第57条に基づき「組合の行う事業と実質的に

競争関係のある事業」を営む者はなることができないとされている。

この規定の趣旨は、役員等がその地位を濫用して組合の事業の発展を阻害する危険を防止するとともに、組合の役員等が組合の事業の遂行について、全能力を發揮しうるための要件を確保することを目的としている。以上のように、森林組合法上、兼業禁止についての規定はすでに設けられており、信用事業を行っていない森林組合において、現行以上の規制を行う必要はないものと考えている。